



令和5年8月1日

労働保険一般拠出金について

「**一般拠出金**」とは「石綿による健康被害の救済に関する法律」により石綿（アスベスト）健康被害者の救済費用に充てるため、事業主にご負担いただくものです。石綿健康被害救済制度は、石綿による健康被害を受けられた方及びそのご遺族で、労災補償の対象とならない方（近隣住民等）に対して、迅速な救済を図ることを目的として、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき創設されました。

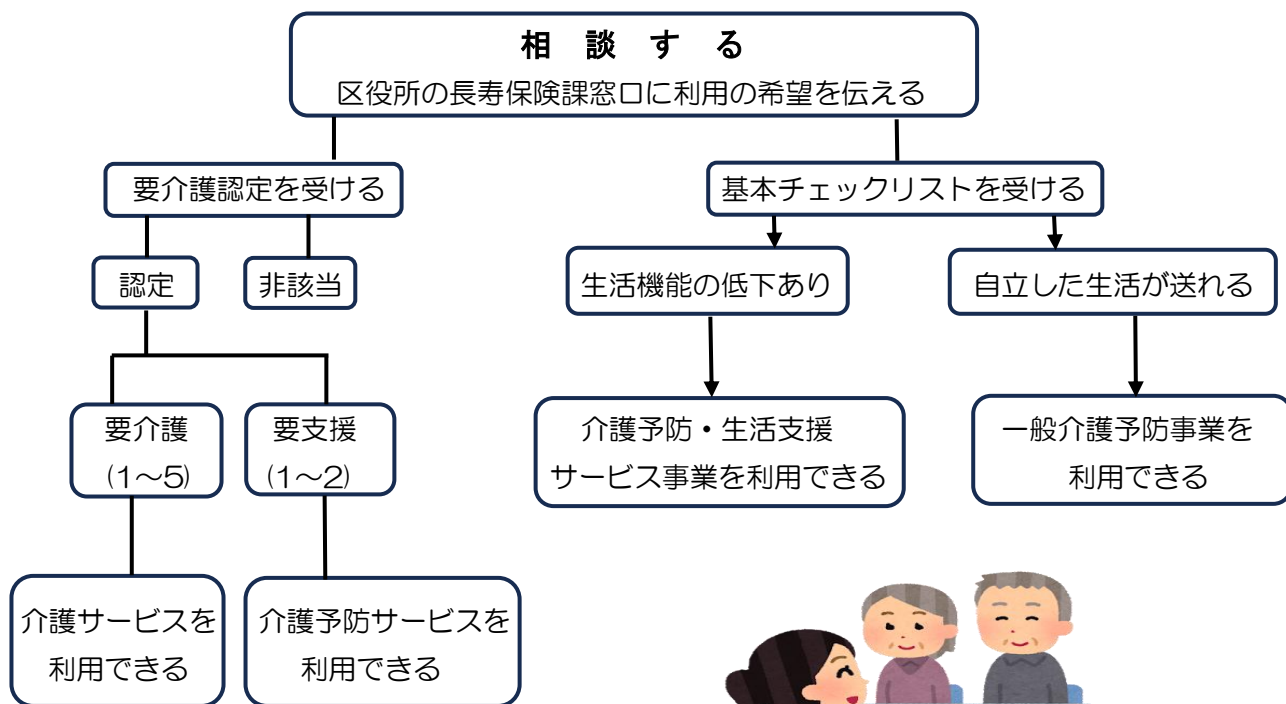
石綿は、全ての産業において、その基盤となる施設、設備、機材等に幅広く使用されてきました。石綿健康被害者の救済にあたっては、石綿の製造販売等行ってきた事業主のみならず、すべての労災保険適用事業場の事業主に一般拠出金をご負担いただく制度です。

この救済に必要な費用は、国からの交付金、地方公共団体からの拠出金及び事業主からの一般拠出金によってまかなわれます。

一般拠出金の計算方法は「年度に支払った賃金総額（千円未満切捨て）」×「一般拠出金率」となります。制度導入時は0.05/1000でしたが、**現在は0.02/1000**で平成26年度から据え置きとなっています。

介護保険サービス利用の流れ

介護保険制度は、介護が必要な人を社会全体で助け合う制度です。介護が必要となった人は、先ず要介護認定の申請を市に出します。市は介護の必要度合いに応じて介護認定を行います。



※介護認定審査会のこと

訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、保険医療・福祉の専門家が審査します。

※認定結果に納得いかないとき

介護認定の結果に不服があるときはまず最寄りの区役所長寿保険課にお尋ね下さい。

今年も全国安全週間が実施されました

7月1日から一週間、今年で96回目となる全国安全週間が実施されました。

労働災害発生率は、男女ともに、高齢労働者で高くなっています。厚生省から公表されている[エイジフレンドリーガイドライン](#)を今一度見直し、労災事故を減らしていきましょう。

○エイジフレンドリーガイドラインとは

令和2年3月に公表された「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」のこと

○具体的取組

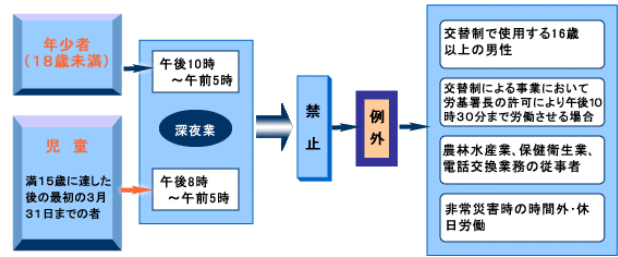
- ①安全衛生管理体制の確立 ②職場環境の改善 ③高齢労働者の健康や体力の状況の把握
- ④高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応 ⑤安全衛生教育

お知らせ

【満18歳未満の年少者の雇用】

夏休み等に高校生等の満18歳未満の年少者をアルバイトで雇用する場合、労働基準法で年少者保護の点から制限が設けられています。

- 1週40時間、1日8時間を超える労働は×
- 午後10時から午前5時（深夜時間帯）の労働は×
- 労働契約は本人が結び（親や後見人などは×）、労働条件通知書を交付
- 年齢を証明する戸籍証明書を会社に備え付け
- 最低賃金を下回らないこと
→ 静岡県の現在の最低賃金 944円



【扶養の状況リスト】

例年10月上旬から11月上旬にかけて、順次「被扶養者状況リスト」が協会けんぽより届きます。被扶養者に変更がないかご確認の上、協会けんぽにご提出ください。

なかむら労務に委託いただいているお客様は、対象の被扶養者が健康保険の被扶養者要件を満たしているか確認させていただき、弊事務所より提出いたします。

【算定基礎届による定時決定】

4、5、6月支給の給与をもとに提出した算定基礎届により新たに標準報酬月額が決定し、9月分から社会保険料の等級が改定されます。10月支給の給与より、改定後の等級の保険料に変更をお願いします。

TKCのPX2・e21ご利用の方は社員情報タブの1.社員情報の確認、修正→社員指定→社会保険タブより変更可能です。

総務部新入社員自己紹介



名前：野田 実佑（のだ みゆ）
出身：掛川市
趣味：音楽鑑賞、ライブに行くこと
一言：正確で迅速な業務を行っていきたく
思います。よろしくお願いします。